

fig. 1 調査地の位置と条坊

I 序言

1 調査の経緯

1996年3月11日、株式会社邦清は、橿原市醍醐町443番地において店舗増築に伴う発掘届を文化庁に提出した。それを受けて、奈良県教育委員会、橿原市教育委員会、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部、および原因者等で協議を重ねた。申請地は藤原宮の北に近接する位置にあり、藤原宮関連遺構の存在が予想され、また開発面積も2340㎡と広いため、十分な調査が必要と判断された。調査は、奈良県教育委員会が担当し、実際の発掘は、その委託を受けて、飛鳥藤原宮跡発掘調査部が実施することとなった。

調査は、藤原宮第82次調査と名付けられ、発掘区は中央を南北に走る水路を避けて、東区と西区に併せて1270㎡を設定し、1996年6月12日に重機による掘削を始めた。掘削は一時中断したが、7月2日に再開、その後16日より作業員による調査を始め、9月20日に終了した。

2 調査位置と周辺の調査

調査地は、藤原宮大極殿跡から北北西に約100m、耳梨山麓のすぐ南にあたり、岸俊男の復元による藤原京の右京一条一坊の西北坪に位置する。発掘区は、この坪の東南部に位置する。

これまでに実施された周辺の発掘としては、第60・64・65次の各調査がある。そのうち、条

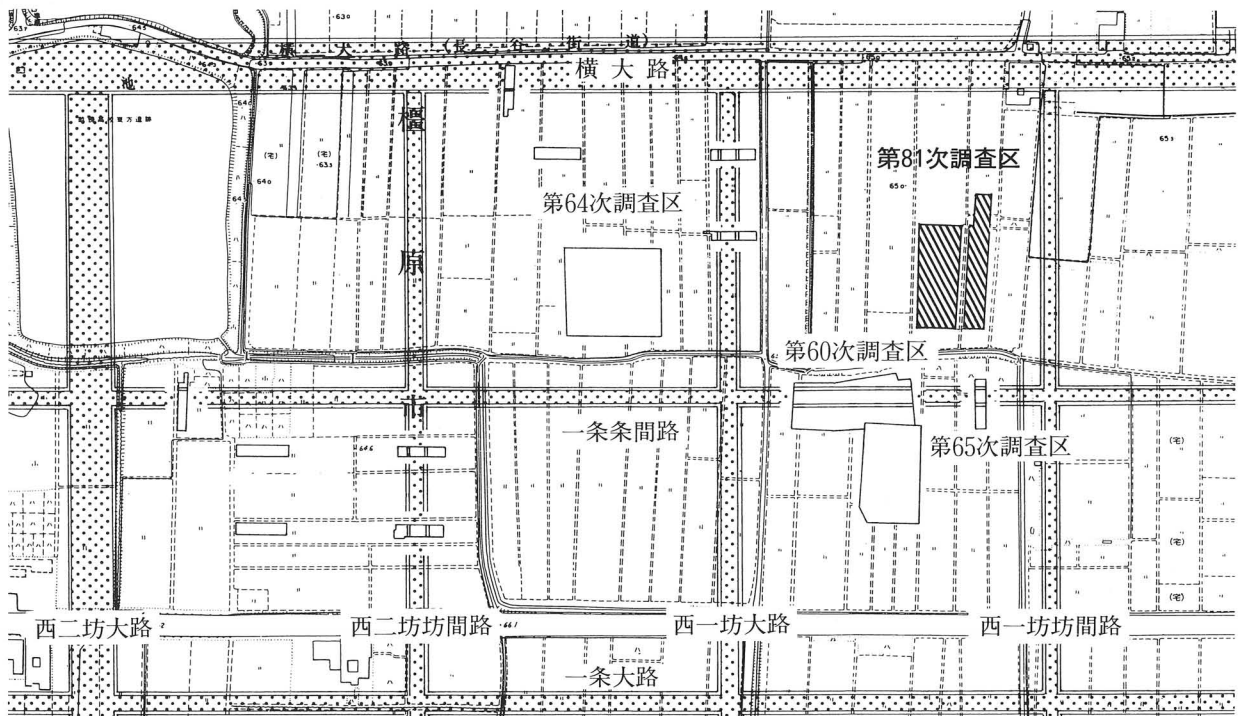
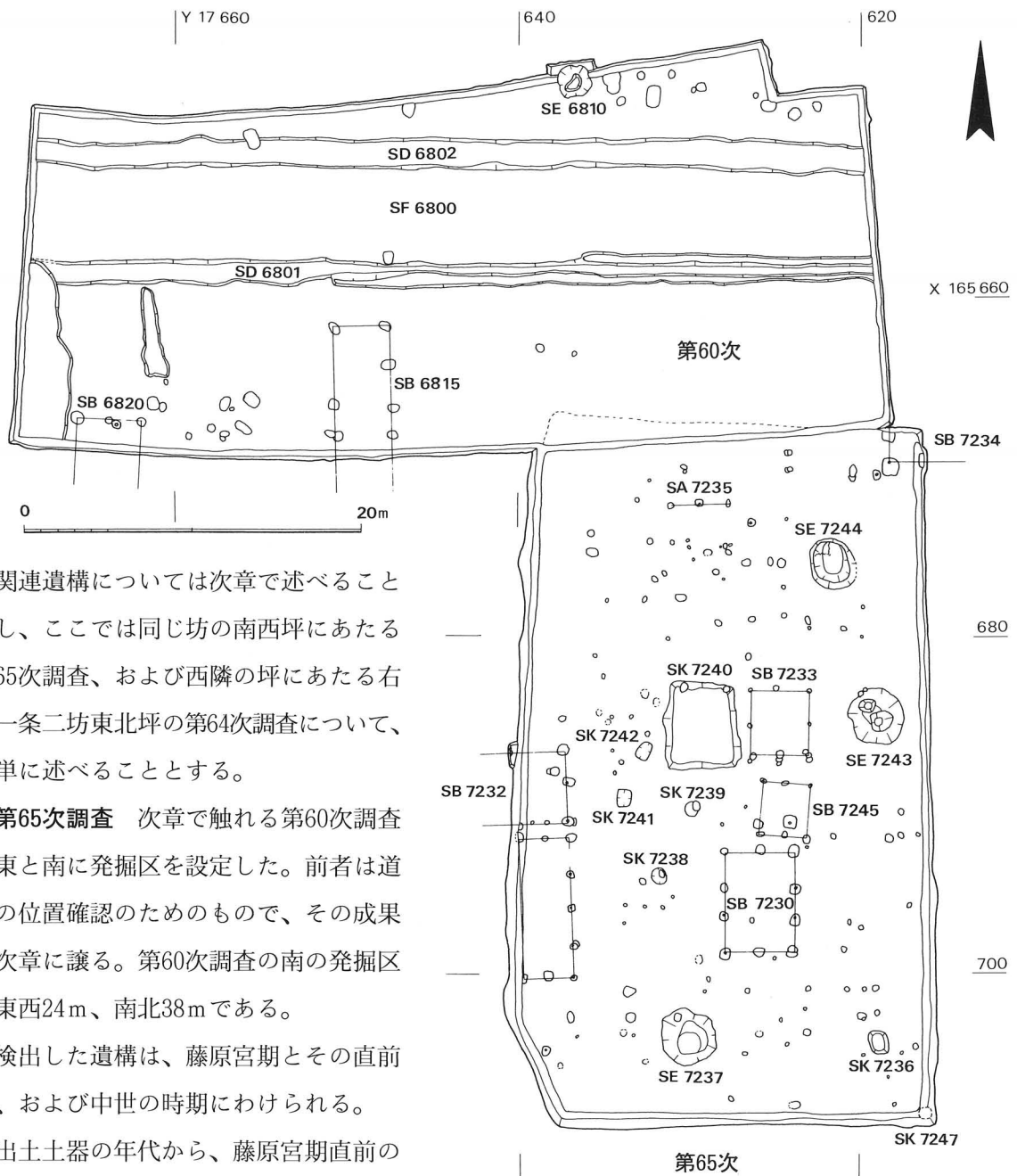


fig. 2 第81次調査区位置図



坊関連遺構については次章で述べることにし、ここでは同じ坊の南西坪にあたる第65次調査、および西隣の坪にあたる右京一条二坊東北坪の第64次調査について、簡単に述べることにする。

第65次調査 次章で触れる第60次調査の東と南に発掘区を設定した。前者は道路の位置確認のためのもので、その成果も次章に譲る。第60次調査の南の発掘区は東西24m、南北38mである。

検出した遺構は、藤原宮期とその直前期、および中世の時期にわけられる。

出土土器の年代から、藤原宮期直前の遺構として、建物2棟 (SB7233・7245)、土坑1基 (SK7240) があり、藤原宮期

の遺構は、建物4棟 (SB7230・7231・7232・7234)、堀1条 (SA7235)、井戸3基 (SE7237・7243・7244)、土坑5基 (SK7236・7238・7239・7242・7247) である。3基の井戸と土坑SK7236の埋土から奈良時代前期の土器が出土しており、その廃絶は藤原宮期より降る可能性がある。

出土した遺物は、土器のほかに墨書土器、硯、漆付着土器、鞆羽口、砥石、刀子、銅滓付埴塼、銅滓、銅製品、鋳型、水晶、土馬、埴輪、軒平瓦7点 (6641-E・F、6643-A b・C、6646-E、6647-C a・E) などがある。

fig. 3 第60・65次調査遺構図

この坪で確認した建物は藤原宮期と直前期を合わせても8棟と少なく、いずれも規模が小さい。それにもかかわらず、井戸は3基あり、改修の痕跡も見られる。また、遺物では銅製品の工房に関わるものがまとまって出土した点が注目される。

tab. 1 右京一条一坊南西坪の建物・堀一覧

遺構名	規模 (桁行×梁間)	柱間寸法 (桁行・梁間)	備考
SB7230	3間×2間	7尺・6.5尺	飛鳥Vの土器出土。礎板あり。
SB7231	4間×2間	6尺・5尺	飛鳥Vの土器出土。
SB7232	2間以上×2間	10尺・7尺	飛鳥Vの土器出土。
SB7234	?	?	
SA7235	2間	11尺	
SB7233	2間×2間	6.5・5.5尺	飛鳥IVの土器出土。
SB7245	1間×2間	10尺・4.5尺	
SB6815	3間以上×1間	7.5尺・12尺	第60次調査。建て替えあり。
SB6820	1間以上×2間	?・6.5尺	第60次調査。総柱建物。

第64次調査 条坊関連遺構を中心に10箇所発掘区を設定したが、ここでは右京一条二坊東北坪内に設けた第9区のみを紹介する。同区は東西41m、南北37mである。

主な遺構は、掘立柱建物24棟、堀2条 (SA7130・7131)、井戸2基 (SE7165・7160)、土坑

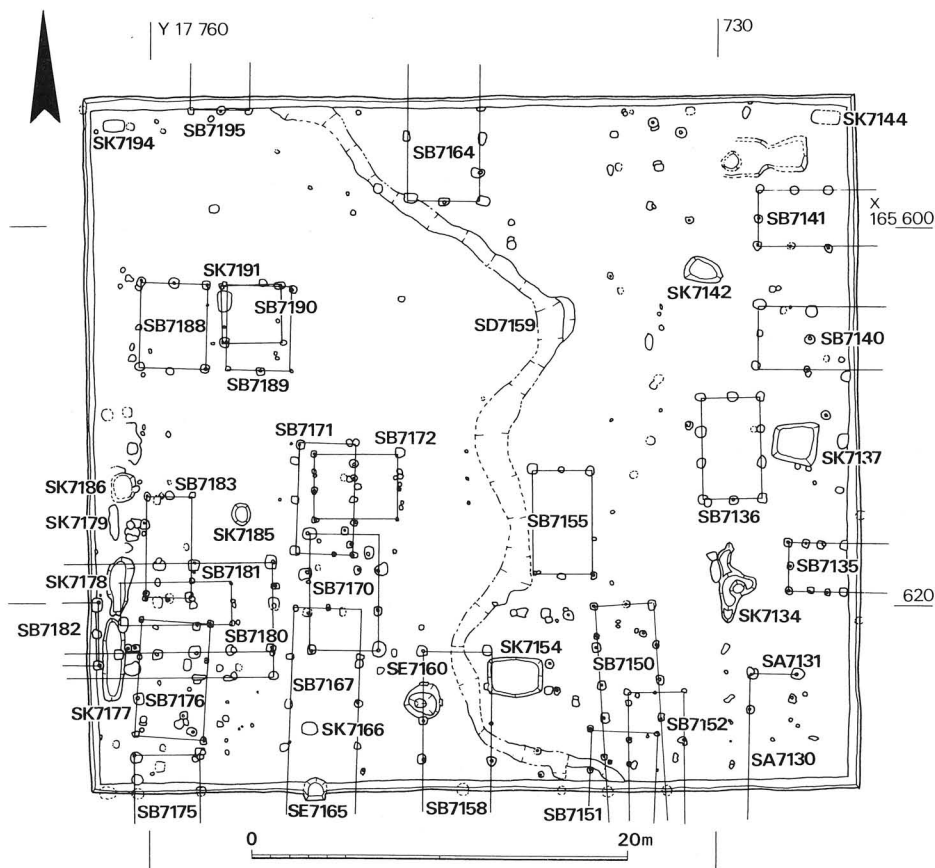


fig. 4 第64次調査第9区遺構図

13基などである。建物と塀の規模は tab. 2 のとおりである。これらは柱穴の重複関係や柱筋などから、少なくとも3つの群に分けることができる。第1は棟方向がほぼ北を向く建物群で、大多数の建物がこれに属する。ただしこれらの建物間にも重複関係があり、少なくとも2時期にわたる。第2は棟方向が北でやや西に振れる一群 (SB7150・7170・7180)、第3は同じく北でやや東に振れる一群 (SB7135・7167・7171・7176・7188・7189、SA7130・7131) である。したがってこれらは、少なくとも4時期以上にわたって建てられたものであることがわかる。

遺物は、藤原宮式の軒丸瓦 (6233B・6273B・6278B)、軒平瓦 (6641F)、墨書土器・漆付着土器・円面硯・ガラス埴塼・韃羽口・土馬・有孔円盤・埴輪などの土製品、帯金具・刀子・鉄釘・鉄滓などの金属製品、砥石・石鏃などが出土した。

このように、右京一条二坊東北坪では、小規模ながら多数の建物が数時期にわたって建て替えられて存続していたことが判明した。遺物では、第65次調査と同様に工房に関わるものが含まれていることが指摘できる。

tab. 2 右京一条二坊東北坪の建物・塀一覧

遺構名	規模 (桁行×梁間)	柱間寸法 (桁行・梁間)	遺構名	規模 (桁行×梁間)	柱間寸法 (桁行・梁間)
SB7135	3間以上×2間	3尺・4尺	SB7172	2間×2間	7尺・6尺
SB7136	3間×2間	6尺・6尺	SB7175	1間以上×2間	6尺・7尺
SB7140	1間以上×2間	9尺・6尺	SB7176	3間×1間	6尺・12尺
SB7141	2間以上×2間	6尺・5尺	SB7180	4間以上×2間	6.5尺・7.5尺
SB7150	5間以上×2間	7尺・5.5尺	SB7181	3間×2間	6.5尺・4尺
SB7151	1間以上×1間	7尺・12尺	SB7182	?×2間	?・5.5尺
SB7152	4間以上×2間	4.5尺・5尺	SB7183	3間×2間	5.5尺・4尺
SB7155	3間×2間	6尺・4尺	SB7188	1間×2間	15尺・6尺
SB7158	3間以上×1間	6.5尺・12尺	SB7189	1間×2間	15尺・5尺
SB7164	3間以上×2間	5.5尺・6.5尺	SB7190	1間×1間	9尺・9尺
SB7167	3間以上×2間	8尺・6尺	SB7195	?×2間	?・5.5尺
SB7170	3間×2間	7尺・6尺	SA7130	2間以上	9尺
SB7171	4間×1間	3尺・8尺	SA7131	1間	8尺

3 課 題

藤原京についての研究は、いま転機をむかえている。かつての定説であった岸俊男による条坊復元の外側で条坊相当道路が検出されるようになって久しく、いわゆる大藤原京論がいくつかの復元案とその成立過程の考察とともに提唱され、議論が続くなか、1996年にいたり榎原市教育委員会による土橋遺跡と桜井市教育委員会が行なった上之庄遺跡の調査で、東西の京極とみられる道路遺構が確認されたのである。これによって、藤原京の東西幅が10里であったこと

が判明した。これは従来のどの大藤原京説よりも広い範囲となる。こうした成果をうけて、南北長を東西長と同じ10里とみて、その京城の中心に2里四方の宮をおくという10里四方の復元を行なう研究も示されている。その場合、1坊は1里四方で平城宮と同じ大きさになり、宮を除いた部分が96坊を数える。これは平城京の約80坊と比べても大きくなる。

南北長がはたして10里なのか、あるいはこの復元大藤原京の成立時期をいつ頃とみるのか、など検証すべき問題点は多いが、一つの有力な見解であることは間違いない。今後、南北の京極の確認と、時期を決めうる遺構・遺物の出土が待たれるところである。

京城の問題とならんで、京内の都市景観がどのようなものであったか、という大きな課題もある。具体的には京の人口、および京内の利用形態の問題である。

人口に関しては、平城京が10万人ないしそれ以下とみられるが、藤原京については岸俊男の見解があるのみである。岸は続日本紀慶雲元年11月壬寅条に「始めて藤原宮の地を定む。宅の宮中に入る百姓一千五百五烟に布を賜う」とあることから、藤原京内の宅地が1500戸余であり、その戸が房戸に相当すると仮定すれば9000から1万4000人ほど、郷戸とみれば2万5000から3万人と算出した。これは、かなり幅をとっているものの、現在与えられている資料からの推定としては、おおよそ妥当なところと見て良い。ところが、この説は岸自身の復元する藤原京の場合には、人口密度として平城京に近いものとなるが、大藤原京が認められるとすれば、大いに異なってくるのであり、居住者の希薄な場所が相当にあったと見なければならなくなる。そうした実態を考えるためにも、藤原京の調査事例の積み重ねが必要となってくる。

京内の利用形態を考える場合にも平城京が参考となる。平城京の北端中央に宮があり、その南には官人居住区が広がるが、貴族は宮に近い北寄りに広い宅地を占めている。一方、南半には小規模宅地が多く、八条には東西市を置き、市周辺には工房が集中して存在したことなどが判明している。こうした傾向が藤原京まで遡るのであろうか。平城京との比較において特に注目される場所の一つが、平城京には存在しない宮の北側の坊である。これまでの調査で工房に関わる遺物がまとまって出土していること、藤原京の市は所在地が不明で、宮の北方にあった可能性が指摘されていることなどから、平城京とは異なった配置をとることを示唆する。したがって、以下では、北辺の占地や建物の密集度、工房関係遺物の拡がりなどに注意したい。そこでⅢ章では81次調査の他に周辺で出土した遺物も一部紹介することにした。

平城京の長屋王家木簡によれば、王家は奈良時代にも、依然として前代以来の所領を保持し、その中には「耳成御田」など藤原京に含まれる土地の経営にあたっていた。遷都によって、宮の組織と建物は移され、あるいは廃絶したであろうが、京内の街区がその後どのようなようになったのかは、十分な手がかりがない。第65次調査のように、一部に奈良時代の遺物を含んでいる点は、廃都後の京城を考える際の資料として注目してゆく必要があろう。